

自治会からのお知らせ

令和6年6月24日
2024年度 第2号
神和台自治会

① 自治会への要望等が有る場合の連絡手順について

今年度から個人情報保護の観点から役員等の連絡電話番号を開示しておりませんので、下記手順に従って、要望等の対応を行うこととしました。

- 1 要望等の発生 ⇒ 2 要望書へ要望内容を記載 ⇒ 3 街区委員へ提出 ⇒
- 4 地区長へ提出 ⇒ 5 副会長へ提出 ⇒ 6 自治会役員で情報共有後対応を検討 ⇒ 7 対応を実施

要望書の用紙は、街区委員の方から入手をお願い致します。

お手数をお掛け致しますが対応の程、宜しくお願い致します。

なお、対応を実施した案件に付きましては、上記の逆手順の流れにより「回答書」として要望書を提出された方へ返却させていただきます。

自治会会員各位様への周知連絡が遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。

※街区委員の方にはお願いですが、要望書での対応以外で自治会会員様より“緊急の困り事”、“聞きたい事”等の相談を受けた場合は、相談内容を確認の上、お手元にお渡ししている〔各丁目副会長・街区委員一覧〕、〔専門部・街区委員一覧〕に記載されている副会長、専門部役員の連絡先へ情報提供をお願い致します。

② 山陽バス無料乗車券の配布について

今年度神戸市の“令和6年度 神和台地域 路線バス運行改善維持事業”の補助金交付を受け、山陽バス S15 系統のバス利用促進を目的として、利便性を体験して頂く為に無料で乗車出来る「バス無料乗車券」を自治会会員各戸に配布させていただきます。

1. 配布時期及び配布枚数

配布は、山陽バスが10月に料金改定を行う為、2回に分けて実施します。

- ・1回目 6月末～7月初め頃配布予定、枚数は各戸1枚(片道1回分)
- ・2回目 10月初め頃配布予定、枚数は同様に各戸1枚(片道1回分)

2. 使用期限

- ・2025年(令和7年)1月31日迄

3. 使用方法

- ・配布されたチラシの「バス無料乗車券」の部分を切り取り、バス降車時に料金箱に投入して下さい。
- ・「バス無料乗車券」が使用出来る路線は、山陽バス S15 系統に限定されていますので注意をお願い致します。
- ・「バス無料乗車券」の有効期限は2025年(令和7年)1月31日までの為、2回配布分(片道1回分×2回)を有効期限内にまとめて使うことも可能です。

但し、まとめて使った場合は、10月に料金改定される事から自治会が交付を受けている補助金から山陽バスへ支払う金額が増加することとなります。

神和台住民の足となる山陽バス S15 系統の存続の為に、奮ってのご利用をお願い致します。

③ 防犯に関するお願いについて

神和台住宅地内に於いて、窃盗、車・バイクへの悪戯(傷付け)等の物騒な物事の情報が聞こえています。

被害に遭った方が個人で防犯カメラを設置するも、犯人特定に至っていないとの情報も有ります。

自治会に対して事件、事故の被害報告があった場合には、自治会対応として兵庫県警ホームページ「ひょうご防犯ネット」等での事実確認及び垂水警察署への問い合わせの結果事実が確認された時点で、『緊急回覧』を回す事を役員会で決議致しました。

また、警察への届け出までに至らない場合でも、情報提供頂いた内容が防犯、防災上自治会会員の皆様へ周知した方が良いと自治会が判断した場合には、同様に『緊急回覧』を回す事にしております。

垂水警察署へは自治会の対応趣旨を説明し了解を頂いており、「何時でも気になれば[生活安全課]まで問い合わせ下さい。」との事です。

自治会が素早く動く事が出来るか否かは、事件、事故等の情報が適時、適切に自治会役員へ上げられて来るかどうかにかかっていますので、自治会会員様のご協力を宜しくお願い致します。

なお、犯罪防止対策の一番は自治会会員様方の目により、自宅を含めたご近所周辺の異常を常に監視している事だと思っておりますので、神和台住宅地が安心、安全、快適な街になります様に、重ねてご協力をお願い致します。

④ ペット散歩中のマナー違反について

ペットを散歩させている人のマナー違反の苦情をよく耳にします。

うんちの後始末をしない、おしっこを流さない、入ってはいけない場所に入っている等のマナー違反が有り、注意すると「逆切れ」された方も居られるとの事です。

神和台住宅地に住まわれて居られる方はルールを守って散歩をされているとは思いますが、外の地域から入って来られる人も多いと思われまますので、マナー違反を見つけた場合には、言い返されて気まずい思いをされるかも知れませんが、先ずは注意をお願い致します。

注意看板も要所には設置して居りますが、足りない場合は追加で設置も考えて行きたいと思っております。

また、環境部より、東公園砂場に設置されていて老朽化により撤去された注意看板は、神戸市建設事務所に於いて制作中で6月下旬～7月上旬に再設置して頂ける事で確認が取れていますので、お知らせ致します。